

井手町公告第5号

公募型プロポーザルの実施について

公募型プロポーザルを実施しますので、下記のとおり公告する。

令和7年1月17日

井手町長 西島 寛道

1 業務概要

- (1) 業務名 6企委第11号 井手町ふるさと納税事業企画運営業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (3) 委託内容 別紙企画提案仕様書のとおり

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 参加者及び参加者の取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある者が、井手町暴力団排除条例（平成25年井手町条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと又はその統制の下にある者でないこと。
- (4) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間で、本業務と同種又は類似業務について、国又は地方公共団体等との契約及び完了実績があること。

3 プロポーザル参加申し込みの手続き

(1) 担当課

井手町役場企画財政課

〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字東高月8

TEL：0774-82-6162

E-mail：kikaku@town.ide.lg.jp

(2) 関係資料の配付期間等

①資料名

6企委第11号 井手町ふるさと納税事業企画運営業務委託公募型プロポーザル実

施要領（以下「実施要領」という。）

②配付期間

令和7年1月17日（金）～令和7年2月7日（金）

③配付方法

井手町ホームページからダウンロードすること。（無償）

（3）参加申込書の提出

- 提出期限 令和7年2月7日（金）必着
- 提出先 井手町役場企画財政課
- 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

（4）事務取扱時間等

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

4 その他

詳細は「実施要領」及び「企画提案仕様書」を参照。